

皆様の新しい一歩を応援します！各種祝金制度のご案内

伊平屋村定住促進条例に基づく

共通要件

- 1.伊平屋村に住民登録があり、登録後1年が経過している
- 2.伊平屋村内に生活の本拠を有する

【お問合せ】
伊平屋村役場 企画財政課
☎ 0980-46-2005

結婚したら

◆結婚祝金◆

5万円

夫婦が共に対象者である場合はどちらか1人に対して支給

【提出書類】

- ①婚姻届出受理証明書
- ②住民票謄本
- ③完納証明書
- ④祝金要件確認表

子どもが生まれたら

◆出産祝金◆

第一子
10万円

第二子以降
20万円

子どもを出産し、養育する対象者に対して支給

【提出書類】

- ①出産祝金給付申請書
- ②住民票謄本
- ③祝金要件確認表

子どもが進学したら

◆入学祝金◆

中学校
10万円

小学校
8万円

高等学校
20万円

村内の小学校または中学校の第1学年に入学した者
村内の中学校を卒業し高等学校等の第1学年に入学した者
※上記の対象者の保護者に対して支給

【提出書類】

- ①入学祝金給付申請書
- ②住民票謄本
- ③在学証明書
- ④祝金要件確認表

住宅を新築したら

◆新築住宅祝金◆

50万円

村内に住宅を新築し、不動産登記をして1年以内の方

【提出書類】

- ①新築住宅祝金給付申請書
- ②住民票謄本
- ③建物登記簿謄本
- ④完納証明書
- ⑤祝金要件確認票

注意

●交付申請は、祝金の交付要件を満たしてから1年以内に行う必要があります。